

(仮称)豊中市文化芸術センターの管理運営について

平成26年(2014年)7月

豊中市

# 目 次

第1章 管理運営の考え方	1
1 本書作成の経過	1
2 目的	1
第2章 文化芸術センターの設置目的と使命	3
1 これまでの考え方と法令等	3
2 文化芸術センターの設置目的と使命	4
第3章 文化芸術センター等の運営主体	6
1 指定管理者制度の活用	6
2 指定期間	6
3 利用料金制の導入	6
4 指定管理者制度の活用に向けた取組み	6
5 指定管理者制度活用の留意点と役割分担	7
6 指定管理者の組織体制	7
第4章 事業展開	9
1 文化芸術振興の基本理念	9
2 事業展開の基本的な考え方	9
3 事業体系	9
第5章 施設運営	13
1 施設運営の基本的な考え方	13
2 施設システム	13
第6章 施設の維持管理	15
第7章 管理運営経費	16
1 支出	16
2 収入	16
第8章 今後の開設準備	17
1 施設名称	17
2 行事・事業	17
3 条例・規則の設定と指定管理者の公募選定	17
4 その他	18

# 第1章 管理運営の考え方

## 1 本書作成の経過

豊中市は、市民の福祉の増進を図り、文化の向上に寄与することを目的に、市民の文化芸術活動の拠点として、昭和43年に市民会館(老朽化と耐震診断の結果を踏まえ、平成23年度から休館し、平成25年度で廃止。)、昭和59年にアクア文化ホール、平成元年にローズ文化ホール、さらに、平成15年にはルシオーレホール(平成26年度で廃止し、公民館の集会場となります。)を整備してきました。

しかし、市民会館は老朽化が進むとともに、施設内容や設備等が多様な使用者のニーズに十分に対応できていないとして、平成16年3月、市民をはじめ各方面からの意見等を踏まえ、美術館と博物館機能を複合させた「(仮称)豊中市文化芸術センター基本構想」(以下、「基本構想」という。)を策定するとともに、平成17年3月に「(仮称)豊中市文化芸術センター基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、以後、さまざまな観点から(仮称)豊中市文化芸術センター(以下、「文化芸術センター」という。)の建設に向けた検討を重ねてきました(次頁表「本市における文化芸術に関する検討経過等」参照)。そして、平成24年3月に「(仮称)豊中市文化芸術センター整備計画」(以下、「整備計画」という。)を策定し、これに基づいて、平成25年度から文化芸術センターの建設工事に着手しました。

## 2 目的

本書は、これまでの基本構想、基本計画をはじめとする取組みや、平成18年4月施行の「豊中市文化芸術振興条例」、平成20年6月策定の「豊中市文化芸術振興基本方針」、平成24年3月策定の「豊中市文化芸術推進プラン」、平成24年6月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下、「劇場法」という。)、また、ホール等の管理運営に係る他市事例調査の結果等を踏まえ、市民が文化芸術に親しんで創造力を養うとともに、市民の交流が豊かでにぎわいのある文化芸術センターをめざし、同センターの開設準備やアクア文化ホール、ローズ文化ホールを含めた一体的かつ効果的・効率的な管理運営についての考え方をまとめたものです。

今後、この考え方に沿って、平成28年度の文化芸術センターのオープンに向けた開設準備をすすめていきます。

■本市における文化芸術に関する検討経過等

年度	検 討 経 過	法 整 備 等
平成 13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 3 次豊中市総合計画 (H13.4)</li> <li>●文化芸術振興基本法 (H13.12)</li> </ul>
平成 15 (2003)	<b>(仮称)豊中市文化芸術センター基本構想 (H16.3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的、役割の設定</li> <li>・ホール・美術館・博物館機能を複合</li> </ul>	
平成 16 (2004)	<b>(仮称)豊中市文化芸術センター基本計画 (H17.3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設のあり方、運営管理等の具体的検討</li> </ul>	
平成 18 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊中市文化芸術振興条例 (H18.4)</li> </ul>
平成 19 (2007)	<b>(仮称)豊中市文化芸術センターに係る PFI<sup>1</sup>導入可能性調査 (H20.3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業成立の有無 ・事業、運営方法</li> <li>・VFM<sup>2</sup>の算定</li> <li>・モデルプランの検討</li> </ul>	
平成 20 (2008)	<b>(仮称)豊中市文化芸術センターに係る 施設整備の事業化に向けた調査 (H21.3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業や運営体制の見直し</li> <li>・VFM の時点修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊中市文化芸術振興基本方針 (H20.6)</li> </ul>
平成 22 (2010)	<b>(仮称)豊中市文化芸術センター整備計画 策定のための調査 (H23.3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営手法、施設規模等の見直し</li> <li>・事業手法を PFI から公設置に変更</li> </ul>	
平成 23 (2011)	<b>(仮称)豊中市文化芸術センター整備計画 (H24.3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模の見直し (美術・博物部門を展示機能中心に)、基本設計につなぐ基本事項の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 3 次豊中市総合計画後期基本計画 (H23.4)</li> <li>●豊中市文化芸術推進プラン (H24.3)</li> </ul>
平成 24 (2012)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●劇場、音楽堂等の活性化に関する法律【劇場法】 (H24.6)</li> <li>●劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針 (H25.3)</li> </ul>
平成 26 (2014)	<b>(仮称)豊中市文化芸術センターの 管理運営について (H26.7)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術センターの管理運営主体のあり方、事業内容、運営方法等</li> </ul>	

<sup>1</sup> PFI : Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

<sup>2</sup> VFM : Value for Money (バリュー・フォー・マネー) とは、PFI 事業における概念の一つ。従来の方式と比べて PFI の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す指標。

## 第2章 文化芸術センターの設置目的と使命

### 1 これまでの考え方と法令等

#### (1) 豊中市文化芸術振興条例

市の文化芸術の振興に関する基本理念を定めた「豊中市文化芸術振興条例」では文化芸術を、

●人と人との心のつながりや、相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する社会の基盤となるもの

であるとし、

●文化芸術の振興を通して、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めることにより、心豊かな活力ある社会を実現することが求められている

としています。

#### (2) 豊中市文化芸術振興基本方針

また、市の文化芸術振興の方向性を示した「文化芸術振興基本方針」では、文化芸術振興施策を実施していくにあたり、

●市民と市民、専門家、事業者、大学その他の教育機関、行政等とのさまざまな協働により、文化芸術の担い手となる人を育て、国内外に発信できるような魅力ある新しい豊中の文化や芸術の創造・発信につながるような事業を展開する必要がある

としています。

#### (3) 劇場法

一方、劇場、音楽堂等<sup>3</sup>の事業や地方公共団体の役割等を定めた「劇場法」では、劇場、音楽堂等に期待される役割を

●文化芸術を継承し、創造し、発信する場であること  
●人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点であること  
●全ての国民が潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場であり、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っていること  
●人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されていること

<sup>3</sup>劇場、音楽堂等：劇場法では「文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する総意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう」と定義している。

等であるとし、さらに劇場法の主旨を受けて、劇場、音楽堂等がめざすべき方向性を明らかにした「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」では、

●個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂<sup>4</sup>の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている

としています。

## 2 文化芸術センターの設置目的と使命

これまで、市民会館をはじめ、アクア文化ホール、ローズ文化ホールでは、文化芸術活動に取り組む市民の発表や舞台芸術の鑑賞の機会を提供してきました。文化芸術センター開設以後は、アクア文化ホール、ローズ文化ホールと一体的にこれらの取組みをさらに発展させ、市民とともに文化芸術を新たに創造・発信していくことをとおして、心豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現に寄与する拠点施設となることをめざします。

したがって、基本構想で示した文化芸術センターの設置目的は、アクア文化ホール、ローズ文化ホールと共有することとします。また、基本構想で示した役割と性格については、より主体的な文化芸術センターの使命とし、これまでの取組みを踏まえて、アクア文化ホール、ローズ文化ホールとともにすすめていきます。

以上のことから、文化芸術センターの設置目的と使命を次のとおり定めます。

---

<sup>4</sup> 社会包摂：社会的弱者を社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助け合って生きていこうという考え方。

## 【設置目的】

市民一人ひとりの人権と個性が尊重され、共に人間らしく豊かに生きることができる社会の実現を図るとともに、市民との協働による文化芸術創造活動の支援や文化芸術を担う人材の育成等の推進に寄与する。

## 【使命】

### ①文化芸術の創造の場 <つくる>

文化芸術センターは、市民が潤いと誇りを感じることで心豊かな生活を実現するための場であり、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っています。そこで、市民との協働はもとより、地域資源を十分に活かし、人材の育成、市民の文化芸術活動の支援等を展開するとともに、既存の活動団体との連携を図りながら、新しい発想で企画・制作・発表・鑑賞といった一貫した文化芸術活動が展開できる施設をめざします。

### ②多様な文化芸術との交流の場 <まじわる>

文化芸術センターは、市民が集い、市民に感動と希望をもたらし、市民の創造性をはぐくみ、市民がともに生きる絆を形成するための拠点となるよう、多様な文化芸術の交流を図るとともに、市民・大学・企業等や市内・市外の文化施設及び文化芸術団体との連携を進めます。

また文化芸術センターは、ホール・美術・博物の各機能を備えた複合施設であることから、相乗的・効果的な運用を行います。

### ③地域と一体になったまちづくりの場 <ひろげる>

文化芸術センターは、「新しい広場」として、地域の発展を支える機能が期待されています。一方、文化芸術は、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有しています。そこで、文化芸術のすそ野を広げていくために美術や音楽をまちに出て展開したり、文化芸術を担う人たちの育成を行ったり、地域の諸団体と連携したりすることで、地域のにぎわいを生み、地域活性化につなげます。

## 第3章 文化芸術センター等の運営主体

### 1 指定管理者制度の活用

「指定管理者制度」は、地方自治法に基づく制度であり、「公の施設」の管理に関し、民間事業者等も行うことができる制度です。

この制度は、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間事業者等のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものですが、ホールにおける本制度導入の留意点に注意を払いつつ、民間事業者等の得意分野を活かすことによって、弾力性や柔軟性のある施設運営と良質なサービス提供が可能になります。

したがって、文化芸術センターは、他市事例の視察及び調査等の結果も踏まえ、アクア文化ホール及びローズ文化ホールと一体で、指定管理者制度を導入することとします。

なお、ルシオーレホールは平成26年度で廃止し公民館の集会場となることから、また、伝統芸能館については、社会教育的な色彩が強い施設で興行が実施できないこと等から除くこととします。

### 2 指定期間

本市では「新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針」に基づき、事業の継続性や経費管理の平準化等を考慮し、原則として指定管理の期間を5年以内としています。文化芸術センター等の指定管理は、指定期間内に外部評価を実施することや指定管理者が短期間で頻繁に替わってしまうことで生じる使用者の混乱を軽減するために、指定管理の期間を5年とします。

なお、アクア文化ホールとローズ文化ホールは、平成28年度当初から、文化芸術センターはそのオープンに合わせた時期から開始することとします。

### 3 利用料金制の導入

全国同種施設の75%以上が利用料金制を導入している状況があり<sup>5</sup>、指定管理者の営業努力等によって収入の向上が見込めるというインセンティブが働き、施設の稼働率向上も期待できる利用料金制を導入し、指定管理委託料の算定から一定の使用料等収入の見込み額を控除することとします。なお、駐車場収入については、通常、公共交通の使用を奨励する立場から、特にインセンティブを付与する必要がないため、除外することとします。

一方、利用料金制にも考慮点があり、指定管理者にとっては収入面でのリスクが生じることとなるため、市が過剰に使用料収入額を見込みすぎると、事業継続意欲が削がれ、指定管理の中断や撤退につながる恐れがあります。また、次期の指定管理者と入れ替わることとなる場合の使用料収入の扱いを取り決めておく必要があります。

### 4 指定管理者制度の活用に向けた取組み

本市では、公共サービスの5原則（公平・公正・安心・安全・安定の原則）を規定し、それを維持したうえでの外部活力導入を図るための基本となる様々な考え方を示す『豊中市外部活力導入のガイドライン』、『新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針』をはじめ、『選定のための指針』、『標準SLA（サービス水準合意書）』、『モニタリングおよび評価の指針』、『外部活力導入業務等における安全管理指針』等が整備されており、これらを踏まえて、手続きをすすめます。

<sup>5</sup> 平成24年（社）全国公立文化施設協会調査より。



## 5 指定管理者制度活用の留意点と役割分担

文化芸術センターは、市民の文化芸術活動の拠点施設であることから、施設や設備等の使用環境を常に良好な状態に保つことはもちろん、市民活動を支えることになる優れたスタッフの配置、ホスピタリティ<sup>6</sup>を含め使用しやすいサービスや、良質な事業の提供が必要です。このことをとおして、使い勝手が良い、創作意欲が湧く、次も使用したいという評価を得ることが大切です。これらは、指定管理者の活用で簡単に担保されるというものではありません。従事者の服装や接遇、言動はもちろん、事業、サービスの企画力、施設の管理能力等、市直営以上と評されることにつながる選定諸手続きをすすめる必要があります。

また、指定管理者制度にも一定のリスクが存在します。「指定管理期間は通常5年であることから、中長期的観点からの事業展開がされにくい」、「事業の継続性や使用者等との関係性が途切れてしまう」、「一定の利潤が確保できない場合は業務の中断や撤退が起り得る」、「応募者がいずれも高い能力を持っているとは限らない」、「民間事業者等にあるノウハウは発揮できても、市民が行政に期待する文化芸術振興施策すべてを担うことは困難である」等の課題があります。

これらの課題は一定避けられないものの、主に事業展開については、市と指定管理者がそれぞれ得意分野（担うべき分野）を持つことで効果的な運営ができると考えられます。

したがって、指定管理者制度の活用に当たっては、民間事業者等の得意分野を発揮させることに主眼を置き、事業展開に当たっては、文化芸術振興施策としての地域資源の活用や市民との協働、人材育成、企画制作上演まで複数年を要するもの等は主に市が直営で実施し、民間事業者等が得意とするものは指定管理者が行うこととします。

## 6 指定管理者の組織体制

### (1) 組織体制

指定管理者は、適正かつ確実に業務を遂行するため、企業等の組織全体で責任のある体制を組む必要があります。さらに、現場において管理運営業務に係る責任者を配置することはもとより、事業や施設管理、技術サービス面等、いずれも専門的知識を持った人材を配置するとともに、研修等を通して常にスタッフの資質の向上を図ることが必要です。

なお、アクア文化ホールは文化芸術センターと隣接しており、事務スペースもないことから従事者が分割されることはありませんが、ローズ文化ホールは離れた場所にあるため、常駐の現場責任者をはじめとする必要な体制を組むとともに、常に連携しながら効率的・効果的な運営がなされる必要があります。

### (2) 想定される業務内容

ここに示すものは一般的に想定される例示であり、民間事業者等のノウハウを制限するものではありません。

#### ① 総務系(事業系と技術系以外の業務を担当。再委任を可とするものを含む)

- ア 施設の維持管理(清掃、警備、空調設備等の運転・管理、各種設備の保守等の契約)
- イ 総務・経理事務
- ウ 各部署間の調整
- エ アクア文化ホール、ローズ文化ホールとの総合調整
- オ 視察等への対応
- カ 従事職員研修の企画、実施
- キ その他事業系、技術系に属さないこと

<sup>6</sup> ホスピタリティ：「心からのおもてなし」の意味。

② 事業系

- ア 年間事業計画の立案
- イ 事業の企画、制作、営業、実施、報告、評価
- ウ 施設使用率向上に向けての企画・立案
- エ 貸館業務
- オ 利用者との打ち合わせや対応
- カ 広報・宣伝(事業・施設使用促進、WEBサイトの運営、ニュースリリースほか)
- キ 総合相談・情報受発信
- ク 友の会運営
- ケ チケットセールス・販売業務

③ 技術系(再委任を可とするものを含む)

- ア 音響、照明、舞台機構等操作業務
- イ 音響、照明、舞台機構等の日常管理
- ウ 利用者等からの技術的相談対応
- エ 施設使用者との催し開催前の打ち合わせ
- オ 自主事業での技術面全般と進行

## 第4章 事業展開

### 1 文化芸術振興の基本理念

豊中市文化芸術振興基本方針は、豊中市文化芸術振興条例に規定する理念を基調に「文化芸術振興の基本的施策」を展開するにあたり、その拠りどころとなる文化芸術振興の基本理念を、「自主性及び創造性の尊重」「文化芸術を鑑賞、参加、創造するための環境づくり」「さまざまな協働による文化芸術の創造」と定めており、これらを基調に事業を展開します。

### 2 事業展開の基本的な考え方

本市の文化芸術振興に資する事業は、文化芸術センター・アクア文化ホール・ローズ文化ホールでのみ展開するものではありませんが、新しい文化芸術活動の拠点となる文化芸術センターを最大限有効活用することとなります。

事業展開については、市と指定管理者それぞれが得意な分野（担うべき分野）を持つことで効果的な事業を展開していきます。つまり、文化芸術を担う人材育成や地域資源である大学やオーケストラ等との連携、市民や文化芸術団体との協働等、時間をかけて成果を生み出していく事業を市直営で行うこととし、その他民間事業者等が得意とするものは指定管理者が行うこととします。

なお、社会情勢の変化等に応じて柔軟に対応する必要があります。

### 3 事業体系

豊中市文化芸術推進プランに掲げる推進プログラム（「文化芸術活動を担う人材の育成」「大学のあるまち とよなか の推進」「音楽あふれるまち とよなか の推進」「協働の仕組みづくりの推進」「文化芸術にかかる地域資源の活用・発信」）に基づいた事業のほか、良質なサービスを展開していきます。

#### (1) 人材育成事業

文化芸術の活動を担う個人や団体を育成する事業のほか、実演者、制作者、舞台技術者等文化芸術を取り巻く実務を担う人材の育成を図るための事業を行います。また、学校教育との連携を図り、子どもたちから文化芸術に親しめるようにします。事業展開としては例えば、文化芸術センター・アクア文化ホール・ローズ文化ホールの事業や運営を支えてもらうボランティアの養成事業等が挙げられます。なお、市民参加の形態については、次頁の表（【参考】市民参加の形態）を目標とします。

#### (2) ボランティア組織コーディネート事業

ボランティアグループを組織し、ボランティアを育成して事業や運営等に参画する仕組みづくりをすすめます。展開としては例えば、ロビー等オープンスペースを活かしたミニコンサートを企画・運営してもらうこと等を検討します。

## ■【参考】市民参加の形態

事業・運営への参加		
1	鑑賞者としての参加	<p>◎施設で実施する公演・展示等を多くの市民が鑑賞することにより、施設の認知度が上がり、経済的な循環が生まれます。そのことが、事業の質の向上や施設の有効活用へとつながっていきます。</p> <p>◎「友の会」等への参加により、間接的に施設の事業や運営を支援することにつながります。</p>
2	参加型事業への参加	<p>◎単に鑑賞するだけに留まらず、創作していく事業に、市民が出演者やスタッフとして参加することが、市民参加の方法として数多く試みられてきています。ただし、市民参加型事業の形態も多様であり、プロのアーティストが中心となって市民が部分的に参加するものから、市民だけで全てを創り上げるものまで様々な形の事業が実践されています。</p> <p>◎講座やワークショップ等体験型事業等に市民が参加することも考えられます。この体験型事業への参加が、施設運営への参加につながっていくこともあります。</p>
3	運営への参加	<p>◎公立文化施設では、市民がボランティアとして運営に参加する事例も多く見られます。基本的には、施設が主体となって実施する事業に運営補助として参加するという形です。専門的な知識がなくても、講習会や経験のあるボランティアからの指導を受けて行える業務が中心です。その他には、市民が備える専門知識や経験(外国語、簿記、書道、法律等の能力)を活かしたボランティアもあります。</p> <p>◎舞台技術等の専門性が要求される裏方業務を市民が担う事例もあります。これは、当該地域に民間業者が存在しないという事情からはじまったケースが多く、舞台技術研修を重ねた上で、舞台技術スタッフとして実際の舞台技術運営を行います。有償でのボランティアとして活動することもあります。</p> <p>◎ボランティアの対価として、地域通貨を導入する試みもあります。</p>
4	事業企画・推進役としての参加	<p>◎市民自らが文化芸術活動を創造・推進するため、市民がニーズにあった事業の企画を立て、それを運営・実践していくケースもあります。</p> <p>◎養成講座等の育成事業を実施する等、施設から活動を仕掛け、人材を育成していくことが求められます。</p> <p>◎事業の企画・運営に関わる方法や、事業全体の一定割合について複数の企画組織がそれぞれ得意な分野を担当していく方法等、施設の運営に適した様々な方法を選択していくこととなります。</p>
5	施設の管理運営者としての参加	<p>◎市民参加の発展した形として、施設運営を市民組織が自ら担う事例も全国に出てきています。</p> <p>◎市民組織がNPOとして法人化が可能となったことや、指定管理者制度の導入により民間組織が公の施設の管理運営を担えるようになり、行政のパートナーとしての市民参加が可能な状況になっています。</p>

### (3) 豊中の特色事業

豊中市内にある豊富な文化資源を活用し、豊中ならではの特徴ある事業を行っていきます。特に、市内には大阪大学や大阪音楽大学が立地し、日本センチュリー交響楽団も活動しています。各団体と得意な分野の業務を分担し合い、多様な連携を図り、地域への貢献度を高め、ひいては、地域の価値向上につなげていきます。また、市がこれまでに収集した美術品や文化財（歴史遺産）を展示・公開し、地域固有の歴史・文化を紹介します。

### (4) 鑑賞事業

市民に観る楽しみを知ってもらうために、エンターテインメント性や芸術性の高い作品を招へいし、市民が幅広い分野の音楽、演劇、古典芸能等の舞台芸術や美術展示等の鑑賞機会を提供します。作品への理解を深めるための鑑賞講座等催しに付随したプログラムも展開していきます。また、近隣をはじめ、全国のホール施設とネットワークを構築し、連携による作品の創造や鑑賞事業の共同招へい等を検討していきます。

(5) 市民協働・共催事業

市民とともに作品を作り上げる事業を通じて、文化芸術活動が活性化していくことをめざします。また、人材育成事業において育った人材の企画を取り上げる等、人材育成事業の成果を形づくっていく機会ともしていきます。事業展開としては例えば、豊中市美術展や文化芸術祭、博物展示等をはじめ、市民参加型のホール事業・展示事業、市民が企画した事業を市と共催で実施すること等が挙げられます。

(6) 普及型事業

より多くの市民に文化芸術の魅力を伝えていくために、アウトリーチ活動といった文化芸術センター以外での活動を行う等、文化芸術に関心の少なかった人たちやこれまで接する機会の少なかった人たち、また、さまざまな理由で施設を訪れることができない人たちへの働きかけを積極的に行っていきます。そうすることで、文化芸術センターが行う活動への理解者や支援者を広く培っていきます。実施する際には、豊中の特色事業、鑑賞事業等とも連携していきます。事業展開としては例えば、市内の団体と連携してアウトリーチやワークショップを実施する事業等が挙げられます。

(7) その他

①貸館事業

優秀なスタッフの配置と良質なサービスの提供によって、多様な主催者の事業等を支えます。また、合唱コンクールや吹奏楽コンクール、演劇祭等、全国、府・地域レベルを問わず、様々なジャンルのコンクールを誘致し、こういった文化芸術の高みをめざす取り組みを、市民に身近なところで鑑賞してもらう機会を提供することを検討します。

②情報提供事業

文化芸術に関わる各種の情報の受信・発信を行い、幅広く市民の文化芸術活動を支えます。

③相談事業

市民からの文化芸術活動に関わる相談に応じます。また、相談をとおして専門家等と協働で事業ができるようにつなげていくことも考慮します。

④友の会事業

利用者サービスの向上と施設に愛着を持っていただくため、友の会事業を実施します。一般的な友の会では、会員に実施する催しの情報提供をしたり、催しのチケットの先行予約や割引等の特典を付与したりしています。

⑤広報・宣伝事業

文化芸術センターは市民の使用だけではなく、市外の事業者等の使用も想定されます。文化芸術センターとアクア文化ホールは、阪急曽根駅から近い場所にあります。また、ローズ文化ホールも舞台展開や客席のフラット化等使用者の多様なニーズに対応することができます。このようなアピール要素に加え、文化芸術センターは、開設前から計画的、戦略的に広報・宣伝活動を行い、事業参加者や施設使用者の拡大につなげます。事業展開としては例えば、施設案内リーフレットや事業チラシ、ポスター、ホームページ、施設情報誌の作成、市広報紙や日刊紙、ケーブルテレビ、メールマガジン、ソーシャルネットワークワーキングサービス等を活用した広報、ホールツアーの実施等が挙げられます。

■市と指定管理者の事業分担

事業項目	事業分担 (△は一部担う)		備考
	市	指定管理者	
(1) 人材育成事業	○	△	文化芸術企画制作講座等、ボランティアを養成する事業を市が実施する。
(2) ボランティア組織 コーディネート事業	△	○	
(3) 豊中の特色事業	○		
(4) 鑑賞事業	○	○	
(5) 市民協働・共催事業	○		
(6) 普及型事業	○		
(7) その他			
①貸館事業		○	
②情報提供事業		○	
③相談事業		○	
④友の会事業		○	
⑤広報・宣伝事業	△	○	

## 第5章 施設運営

### 1 施設運営の基本的な考え方

#### (1) 柔軟な施設運営

多様な市民ニーズに柔軟に対応できるサービスを提供します。

#### (2) 開かれた施設運営

市民にとって日常生活の一部となるよう、たとえ催しがなくても気軽に立ち寄ってもらえるような、心地の良い、開かれた施設運営をめざします。

#### (3) 安心・安全の施設運営

来館者がいつでも安心して快適に施設を使用できるよう、施設や設備を予防保全しながら良好な使用環境を提供します。また、非常時には、来館者の避難誘導等を迅速に行えるよう、訓練を含め、安全対策を意識した運営を実践します。

### 2 施設システム

#### (1) 休館日

##### ① 文化芸術センター及びアクア文化ホール

月曜日と年末年始(12月29日～1月3日)。ただし、月曜日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日にあたる場合は開館し、翌日以降の最初の休日に当たらない日を休館日とします。

##### ② ローズ文化ホール

火曜日と年末年始(12月29日～1月3日)。ただし、火曜日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日にあたる場合は開館し、翌日以降の最初の休日に当たらない日を休館日とします。

#### (2) 臨時開館

市や指定管理者が主催事業を実施する場合は、休館日に開館できるものとします。

#### (3) 臨時休館

危機管理上必要とする場合のほか、保守点検や工事等、施設のメンテナンスのため、臨時に休館できるものとします。

#### (4) 開館時間

午前9時から午後10時までとします。ただし、舞台の仕込みや展示準備等、開館時間外でも有料で対応することができるものとします。

#### (5) 事務室の執務日時

原則、開館日及び開館時間と同様とします。なお、警備業務に従事する者は、事務室業務と兼務しないこととします。また、臨時開館時の執務はその目的を達成する人員のみでよいものとします。

#### (6) 貸館等の受付

開館日の午前9時から午後8時までとします。

(7) 料金等の支払方法

新たにクレジットカードや電子マネーの使用について検討します。

(8) 優先使用

市事業(共催を含む)については、その公益性の高いものは優先的に使用ができるものとします。また、ホール又は多目的展示室の利用者が他の諸室を同時に一体的に使用する場  
合については、当該施設の使用申込み開始以前であっても優先的に使用できるものとしま  
す。

(9) 使用料の設定

施設使用料については、「公の施設の使用料に関する指針(平成24年8月)」に基づい  
て上限額を設定します。ただし、算定した上限額が近隣市よりも高額となる場合は、同指  
針に規定されているように近隣市のホールの使用料金等を考慮するものとします。

なお、指定管理者による具体的な使用料の設定に当たっては、稼働率の向上を図るため  
の割引制度や、若い世代の文化芸術の担い手の練習や稽古の場として活用を促すための割  
引制度等の設定の余地を認めることを検討します。

(10) 附属設備

舞台関係等の附属設備使用料の設定に当たっては、セット料金を設定する等使用者の利  
便性を考慮できるようにします。

(11) 使用区分及び申込み時期、連続使用日数

①文化芸術センター

室名		使用区分	申込み時期	連続使用日数
大ホール・小ホール		午前・午後・夜間	12か月前から	6日間
会議室3室		1時間	3か月前から	
練習室4室				
和室1室				
多目的 展示室1	展示室として 使用する場合	6日間(火曜日から日 曜日まで)を1単位	12か月前から	2単位
	展示室として 使用しない場合	午前・午後・夜間	6か月前から	6日間
多目的展示室2		午前・午後・夜間	11か月前から	6日間 ただし、展示室 として使用する 場合は2単位ま でとする

- ・回廊型ギャラリー 市や指定管理者事業での使用を原則とします。
- ・キッズルーム ホール・多目的展示室等の催しで一時保育を行う場合に事前申込みにより無料で使用承認します。一時保育の使用がない場合はプレイルームとして乳幼児と保護者に開放します。
- ・カフェ 営業時間は、原則として午前10時から午後8時までとします。ただし、指定管理者の判断で柔軟に対応できるものとします。



### ②アクア文化ホール

室名	使用区分	申込み時期	連続使用日数
ホール	午前・午後・夜間	12か月前から	6日間
音楽室・練習室	1時間	3か月前から	6日間

### ③ローズ文化ホール

室名	使用区分	申込み時期	連続使用日数
ホール	午前・午後・夜間	12か月前から	6日間
会議室	1時間	3か月前から	6日間

### (12) 駐車場

駐車場は、文化施設等自動車駐車場条例等に設定し、次の事項に留意して管理運営するものとします。

- ① 管理運営は指定管理者が行うこととなりますが、使用料金は市の収入とします。
- ② 使用時間は、午前8時から午後10時30分までとします。ただし、早朝使用、延長使用がある場合等は、使用時間を早め又は遅らすことができるものとします。
- ③ その他については、現行の文化施設等自動車駐車場条例等に準ずることとします。

## 第6章 施設の維持管理

来館者の安心・安全の確保を図るとともに、良好な使用環境を維持するため、施設及び設備の日常清掃や定期的なメンテナンスを実施します。また、必要な修繕を迅速に実施することはもちろん、ライフサイクルコストを意識しつつ予防保全の観点で長期的に施設を維持していくために大規模な改修も計画的にすすめます。

## 第7章 管理運営経費

### 1 支出

#### (1) 市の支出

指定管理委託料のほか、突発的な修繕や計画的な施設・設備の改修工事等の費用が発生します。

指定管理委託料のうち、施設の維持・管理に係る経費(光熱水費を含む)の積算については、全国や近隣市の事例調査等を参考に精査することとします。なお、既設のアクア文化ホールとローズ文化ホールは実績に基づくことができますが、新設の文化芸術センターについては、当初は推計とならざるを得ず、精算方式を検討します。

#### (2) 指定管理者の支出

人件費や組織の必要経費等のほか、施設の維持・管理に係る経費(光熱水費等)や、事業経費(謝礼金、印刷製本費等)、事務経費(コピー代、機器のリース代等)等があります。なお、市が許可する一部の業務を再委任する場合は、それに係る委託料等の経費(空調等機械設備の運転・管理費、機械設備等保守点検費、清掃・警備費等)が発生します。

### 2 収入

#### (1) 市の収入

指定管理者における利用料金制の導入により、指定管理委託料の額は減となりますが、これに伴って、貸館事業における施設使用料や附属設備使用料の収入はなくなります。

市の収入としては、駐車場収入があり、そのほか、自動販売機収入や広告収入についても検討します。

#### (2) 指定管理者の収入

指定管理委託料はもちろん、利用料金制の導入により施設使用料や附属設備使用料のほかに、事業における入場料収入、外部からの助成金収入、チケットの販売手数料収入等の収入が見込まれます。

## 第8章 今後の開設準備

### 1 施設名称

施設名称については、平成16年3月に策定した「基本構想」以来、10年以上使用している「(仮称)豊中市文化芸術センター」が、市民の間に一定定着していることを考慮して「豊中市文化芸術センター」を案とします。

### 2 行事・事業

#### (1) プレ事業の企画及び実施

文化芸術活動の新たな拠点施設となる文化芸術センターについて、市民に周知する機会とするとともに、施設の利用者は豊中市民にとどまらないことから、大阪市内からの利便性の高い施設であること等を広く周知し、開設後の使用促進につなげます。

また、開設後の事業展開の一端を披露し、参加者の反応等を把握しながら具体的な事業展開の可能性を探ります。加えて、事業実施をとおして、ノウハウの蓄積や具体的な課題を把握し、開設後の事業展開に生かします。

事業内容としては、優れた音楽家のコンサートや豊中発のオリジナル演劇等を実施します。その際、ワークショップ等文化芸術の魅力をわかりやすく理解できるよう配慮します。

#### (2) 開設記念式典の企画及び実施

テープカットをはじめ、コンサート等も交えた新たな施設の開設を記念する式典を実施します。招待者としては、関係者のほか、公募による一般市民の参加も検討します。式典後は、施設の見学会を実施し、施設のお披露目を行います。

なお記念式典の企画・運営については、指定管理者やイベント会社の参画も検討します。

#### (3) オープニング記念事業の企画及び実施

文化芸術センターのオープンを市の内外に積極的に周知し、事業や施設の使用を促進することとします。記念事業のうち、特に開設して最初の公演は、「こけら落とし」公演と呼ばれ、文化芸術センターの特に大ホールの評価に大きな影響を与えます。

また、オープニング記念事業は、短期間の集中的な実施ではなく、1年間をかけて実施するものとします。内容としては、大学やオーケストラ等地域資源を活用した事業や市民との協働事業等を、大ホールでの公演だけでなく、小ホールや多目的展示室等の諸室を使用した催しや記念展のほか、舞台機構や音響、照明等、ホールの機能を最大限に活用した事業を披露すること等も検討します。

#### (4) グランドオープンの検討

平成28年度中の開設をめざしている文化芸術センターですが、現状、施設竣工から開設記念式典までの期間を十分に確保することが困難な状況が想定されます。施設開設後、より快適に来館者を迎え入れる体制を整えるためにも、舞台機構等の操作や来館者への適切な案内・応対等を習熟する期間を考慮して、しかるべき時期にグランドオープンさせることを検討します。

### 3 条例・規則の設定と指定管理者の公募選定

- (1) 条例・規則案の策定(指定管理者の公募手続きを行うため、平成26年12月定例議会上程を予定)

(2) 指定管理者選定関係事務

選定評価委員会委員の選定案、指定管理者公募要領等の作成、指定管理委託料の積算

4 その他

(1) 寄附金の取組み

(2) 備品の最終選定と購入手続き

(3) 舞台関連の図面・設備一覧等、施設案内用資料の作成

(4) 専用ホームページの検討

(5) 予約受付時期の検討 ほか